

文 政 第 1 5 0 5 号
平成 1 8 年 2 月 3 日

沖縄土地住宅株式会社
代表取締役 竹野 一穂 殿

沖縄県知事
稲 嶺 恵 一

(仮称) 読谷ゴルフ倶楽部に係る環境影響評価書に対する知事意見について

沖縄県環境影響評価条例第21条の規定に基づき平成17年12月22日付けで送付されたみだしの評価書については、同条例第22条第1項の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を別添のとおり述べます。

(仮称)読谷ゴルフ倶楽部に係る環境影響評価書に対する知事意見

【事業計画】

1 緑化計画について

- (1) 「造成域内の移植が可能な樹木については可能な限り移植に努める」としていることについて、想定される樹種、移植先及び移植方法等を明らかにすること。
- (2) 「低木花木は在来種の割合を高める」としていることについて、どの程度在来種の割合を高めたのか明らかにすること。
- (3) 施設供用後、当該施設が外来種の伝搬元となることがないように、事業計画に基づいて導入した外来種については適切に管理すること。また、事業計画地外から外来種の侵入を確認した場合、可能な限り排除すること。

【水環境】

2 水の濁りについて

SS負荷量の予測結果については、予測の条件に誤りがあることから、再度予測、評価を行うこと。また、予測結果に基づき環境保全措置についても再度検討すること。

【土壌環境】

3 土壌汚染について

- (1) 汚染土壌の不溶化処理の方法として複数の案を挙げているが、これらの案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討を通じて、対象事業に係る環境影響が回避され、又は低減されているかについて検証すること。
- (2) 原位置不溶化処理後の土壌については覆土等、地表面からの飛散等の防止のための措置を講じること。
- (3) 原位置不溶化処理を行った場所で実施するとしている地下水の水質モニタリングについては、事後調査項目とすること。なお、不溶化処理を行った土壌を他の場所に移動させる場合は、移動先においても同様に事後調査を実施すること。
- (4) 土壌汚染に関する不溶化措置の具体的な方法の選定に当たっては、事前にトリータピリティー試験結果の報告と併せて県と協議すること。

【自然環境】

4 陸域植物について

植生調査の事後調査実施回数については年1回となっているが、季節の違いによる影響等を勘案し複数回の実施を検討すること。

5 陸域動物・陸域生態系について

事業計画地は国道58号、都市計画道路久得牧原線、比謝川及び長田川により周辺地域と分断されている状況であるが、事業実施により事業計画地内の「段丘 - 草地」環境は大部分が消失、断片化されることにより、移動能力の低い重要な陸域動物や陸域生態系への影響が考えられることから、事業実施に当たっては、これら陸域動物等に与える影響を可能な限り回避又は低減させる必要がある。

以上の観点から、環境保全措置としている「段階的な施工」の実施に当たっては、避難ルートや避難場所の確保に努めることとし、これら避難ルートや避難場所がどの程度確保されるのかについて、工期ごとに明らかにすること。

また、消失する「段丘 - 草地」環境の代替地として計画されている造成緑地等の創出に当たっては、影響を受けると考えられる陸域動物の生息に適した環境となるよう努めることとし、その内容についてより具体的に記載すること。

6 水生動物・陸域（陸水域）生態系について

事業実施により事業計画地内の「谷 - 低地」環境は大部分が消失し、本環境区分に特徴的な湿地的環境は事業計画地からほぼ消失することにより、移動能力の低い重要な水生動物や陸域（陸水域）生態系への影響が考えられることから、事業実施に当たっては、これら水生動物等に与える影響を可能な限り回避又は低減させる必要がある。

そのため、消失する「谷 - 低地」環境の代替地となる可能性があるとして計画されている修景池の湿地的環境の創出に当たっては、影響を受けると考えられる水生動物の生息に適した環境となるよう努めることとし、その内容についてより具体的に記載すること。

【事後調査】

7 事後調査について

事後調査の結果のとりまとめに当たっては、最新の知見に基づき解析、整理するとともに、新たな貴重種の生育・生息が確認された場合は、必要な環境保全措置を実施すること。

また、事後調査結果の提出は調査年次終了後すみやかに行うこと。

【その他】

8 特定外来生物について

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で特定外来生物に指定された種については、同法に基づき適切に対処すること。